

林業に係る所得区分計算書（一貫作業を行う法人を除く）

科目			事業年度	法人名			
			課非区分	総額	非課税事業	課税事業	
営業損益	売上総収入	林業に係る収入	1	非課税			
		その他事業に係る収入	2	課税			
		(1+2)	3	-			
	按分率（3欄の非課税事業/総額）		4	-		[A]	
	売上原価	区分できる額	5	区分			
		区分できない額	6	按分[A]			
		(5+6)	7	-			
	販管費	法人の事業税、地方法人特別税、特別法人事業税、県民税利子割額、源泉所得税	8	課税			
		区分できる額	9	区分			
		区分できない額	10	按分[A]			
		(8+9+10)	11	-			
			(3-7-11)	12	-		
営業外損益	営業外収益	13	課税				
	営業外費用	14	課税				
	(13-14)	15	-				
経常利益		(12+15)	16	-			
特別損益	特別利益	17	課税				
	特別損失	18	課税				
	(17-18)	19	-				
税引前当期利益		(16+19)	20	-			
法人税等引当金		21	按分[A]				
当期利益		(20-21)	22	-			
法人税別調整4	加算	法人税額から控除される所得税額、損金の額に算入した県民税利子割額	23	課税			
		その他の加算	24	区分or按分[A]			
	減算	納税充当金から支出した法人の事業税、地方法人特別税、特別法人事業税	25	課税			
		その他の減算	26	区分or按分[A]			
法人税の所得金額		(22+23+24-25-26)	27	-			

※組合が保有する森林で、保安林損失補償、造林保証に係る収入は営業損益の林業に係る収入に計上してください。

林業と製材等又は物品販売業を通じて 一貫作業を行う法人の課税所得計算書

	事業年度	・ ・	法人名	
所得金額総額 (A)	林業所得（非課税所得） (樹種別林業所得の明細合計欄) (B)		課税所得 (A)-(B)	
円	円			円
樹種別林業所得の明細				
樹種	原木単価当たりの 時価 ①	原木単位あたりの 仕上げ価格 ②	手山材消費数量 ③	林業所得 (①-②)×③
	円/m ³	円/m ³	m ³	円
合計				(B)

(ア) 原木の時価

樹種別に算定することとし、事業所ごとのその所在地における買入材（該事業所の所在する道府県の区域外において生産された原木を含む。）の期末の日前1ヶ月間における買付価格（当該法人が工場最寄駅までの輸送費を負担する場合には、買付価格及び工場最寄駅までの輸送費の合計額）の平均価格をいいます。

(イ) 仕上げ価格

樹種別に算定することとし、事業所最寄駅までにおける期末の日前1ヶ月間における仕上げ価格（具体的には木代金、造材費、伐採費、藪出費（現地集材費）、小出（中出）費（トラック道までの集材費）、駅出費、輸送費及び設備費の合計額をいい、監督費は含まないものであること。）の平均価格をいいます。

(ウ) 手山材

当該法人が10年間以上撫育した木材をいいます。

(エ) 手山材消費数量

手山材の事業所最寄駅着数量をいい、山から搬出された原木数量です。

なお、当該法人の製造部門に供給されず、素材売りとなった手山材は手山材消費数量に含まれません。

記載要領

- 1 非課税事業、課税事業の配分に使用する按分計算は、按分率[A]により、小数点第5位まで求めた数値（6位以下切り捨て）としてください。
- 2 収入
 - (1) 林業に係る収入

地方税法第72条の4第2項第1号に規定する林業とは、土地を利用して養苗、造林、撫育及び伐採を行う事業をいい、養苗、造林及び撫育を伴わないで伐採のみのために立木を買い取ることを業とするもの、又はしいたけ栽培、うるし採取等のいわゆる林産業を行うものは林業に該当しません。

なお、林業に係る収入に該当するものは、次のとおりです。

 - ・林業の一環として行われる伐採木の売却又は立木の譲渡により生ずる収入、保安林損失補償、造林補償、生産森林組合の分収契約に基づく収入
 - (2) その他事業に係る収入

上記林業に係る収入以外の収入をいいます。たとえば、受託造林、受託販売や林産業収入などのことをいいます。
- 3 費用
 - (1) 費用については、損益計算書の勘定科目に従い、課税又は非課税に区分できる額、区分できない額別に記載してください。このとき、区分できる費用については、区分した費用の明細が分かる書類を添付してください。
 - (2) 区分困難な費用は、1により算出した按分率[A]を適用し、まず非課税事業より算出し、1円未満の端数は切り上げてください。課税事業は総額から非課税事業を差し引いて算出してください。
- 4 圧縮記帳の対象となる国庫補助金等は、補助金と圧縮損を相殺してください。
- 5 法人税申告書別表4の加算、減算
 - (1) 区分できる額については、計算の明細が分かる書類を添付してください。

また、区分できない額については、按分率[A]により算出してください。
 - (2) 法人税から控除される所得税、損金の額に算入した道府県民税利子割については、23欄に記載してください。
 - (3) 損金の額に算入した法人税、損金の額に算入した道府県民税及び市町村民税、損金の額に算入した納税充当金については、24欄に記載してください。
 - (4) 納税充当金から支出した法人の事業税、特別法人事業税及び地方法人特別税については、25欄に記載してください。
- 6 法人税の所得金額の総額は、法人税申告書別表4の34欄と一致します。
- 7 この計算書に損益計算書及び法人税申告書別表4の写しを添付してください。